

岩手県告示第512号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年6月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社イクスル
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市厨川四丁目16番10号
    - ウ 代表者の氏名 長瀬国義
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第245号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年6月11日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年6月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐々木建築
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木29地割121番地5
    - ウ 代表者の氏名 佐々木忠志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第7483号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年6月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年6月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 荒田左官工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字戸田第18地割41番地5
    - ウ 代表者の氏名 荒田光雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7957号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月15日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年6月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 加差野工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町霜畑第12地割81番地
    - ウ 代表者の氏名 加差野勝雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第140067号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年6月18日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。